

兵庫労働局発表
令和8年8月4日（火）

[照 会 先]
労働基準部
賃金室長 安積俊和
賃金指導官 下風 信
TEL 078-367-9154

兵庫県最低賃金 時間額 56 円引上げを答申 ～ 時間額は 1, 172 円に ～

令和8年8月4日、兵庫地方最低賃金審議会（会長 ^{やまぐち} 山口 ^{たかひで} 隆英。以下「審議会」という。）は、兵庫労働局長（^{かなり} 金成 ^{しんいち} 真一）に対し、県内の全ての事業場で働く労働者に適用される兵庫県最低賃金を 56 円引き上げて、時間額 1,172 円にするのが適当であるとの答申を行いました。

兵庫県最低賃金改正決定の答申	
兵庫県最低賃金（現行）	時間額 1, 116 円
兵庫県最低賃金（改正後）	時間額 1, 172 円
引 上 げ 額	56 円
効 力 発 生 の 日	発効予定日 令和8年10月1日

- 1 令和8年7月6日、兵庫労働局長から兵庫地方最低賃金審議会に対し諮問を行った兵庫県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、同年8月4日に、現行の最低賃金の時間額1,116円を56円引き上げて（引上げ率5.02%）、1,172円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
効力発効の日は、令和8年10月1日の予定です。

同審議会では、「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について」（令和8年7月28日中央最低賃金審議会答申）を参考にしつつ、地域における労働者の賃金水準等を考慮するとともに、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものです。

なお、答申には、政府・関係機関に対する中小企業・小規模事業者の賃金引上げに向けた支援等の要望事項も盛り込まれています。

- 2 この56円の引上げにより、50円を超える大幅な引上げが3年連続となりましたが、今年度は中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性等を考慮し審議が行われた結果、昨年度の引上げ額（64円）には及ばないものの、中央最低賃金審議会で示された目安額どおりの答申となりました。

- 3 兵庫労働局では、この答申を踏まえ、本年度の兵庫県最低賃金の改正に係る手続きを進めることとしています。

- (1) 兵庫労働局長は、答申に対する異議の申出を令和8年8月19日まで受け付けます。
- (2) 兵庫労働局長は、答申及び異議申出があった場合の審議会の審議結果など審議会の意見を聴いて、兵庫県最低賃金の改正を決定し、官報に公示する予定です。



令和8年8月4日

兵庫労働局長
金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆 英

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年7月6日付け兵労発基 0706 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、今回の答申に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、特定最低賃金の引上げを含む最低賃金全般の引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと申請準備が出来るよう、その申請期間の大幅な拡大や対象労働者の拡大を含めてその制度を充実させること。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実も併せて強く要望する。

- 3 最低賃金が引き上げられても、「年収の壁」を意識して扶養の範囲内に収めるために労働時間を減らす人が少なくない。その結果、本来であれば賃上げによって所得向上が図られるはずが、就業調整によって効果が十分に発揮されず、賃上げの波及を阻害している現状が認められることから、年収の壁を気にせず働けるよう、税制・社会保険制度・扶養制度を一体的に見直し、働いた分だけ手取り収入が増える仕組みへの改革を強く要望する。
- 4 看護、介護、保育並びに書籍販売業等、事業者による労務費等の価格転嫁に向けた価格交渉が行えないような事業・業務について、賃金引上げ状況等の現状把握に努めるとともに、その公定価格等の見直し及び賃上げが円滑に実施出来るような支援策の拡充を強く要望する。

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,172円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年10月1日